

	項目	内容	市民意識調査	主な意見等(審議会)	検証・検討結果(現時点の考え方)																											
	制度継続の要否		(%) <table><tr><td>必要だと思う</td><td>59.3</td></tr><tr><td>やむを得ない</td><td>34.2</td></tr><tr><td>必要だとは思わな い</td><td>3.4</td></tr><tr><td>無回答</td><td>3.0</td></tr></table> 経年変化については資料 5-1 の P99 参照	必要だと思う	59.3	やむを得ない	34.2	必要だとは思わな い	3.4	無回答	3.0	○継続でよい。	継続が妥当という基本的な方向性のもと、各検討項目については、現行の運用を維持・補強することをベースとしつつも、今後の社会情勢の変化や利用ニーズに応じた見直し、改善の可能性を排除せず、幅広く柔軟に検討する。																			
必要だと思う	59.3																															
やむを得ない	34.2																															
必要だとは思わな い	3.4																															
無回答	3.0																															
1	制度の成果 (制度導入の効果)	・家庭ごみの減量にかかる実績	・取組状況 (％) <table><tr><td>日々取り組んでいる</td><td>40.4</td></tr><tr><td>自分たちに負担がかからない 範囲で取り組んでいる</td><td>54.3</td></tr><tr><td>意識はしているが、 あまり取り組んでいない</td><td>4.5</td></tr><tr><td>取り組んでいない</td><td>0.8</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.1</td></tr></table> 経年変化については資料 5-1 の P4 参照 ・意識の変化 (％) <table><tr><td>変わらず意識している</td><td>80.2</td></tr><tr><td>意識が薄れてきている</td><td>7.9</td></tr><tr><td>実施前も今も、特に意識していない</td><td>7.5</td></tr><tr><td>実施後に大分市に転入したので、 比較できない、わからない</td><td>2.9</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2.7</td></tr></table> 経年変化については資料 5-1 の P34 参照	日々取り組んでいる	40.4	自分たちに負担がかからない 範囲で取り組んでいる	54.3	意識はしているが、 あまり取り組んでいない	4.5	取り組んでいない	0.8	無回答	0.1	変わらず意識している	80.2	意識が薄れてきている	7.9	実施前も今も、特に意識していない	7.5	実施後に大分市に転入したので、 比較できない、わからない	2.9	無回答	2.7	○1 日 1 人あたりの家庭ごみ排出量推移は下げ止まりになっているが、新しい取組や工夫がないところから更に下げるとするのは難しいのではないかと。具体的な市としての施策はあるか。 →「捨てんし大分！」という紙の分別を啓発する取組に力を入れているが、一旦下げ止まりになっていることはこちらも懸念している。手数料を 1 段上げてインセンティブを強くするようなことをしている自治体もあるが、その部分については慎重な議論が必要。 ○ごみを減量するための取組として、細分化して捨てるという取組を行ったところ、社内から出るごみが 6 割ぐらい減ったという例があり、分類というのは、1 つの非常に重要なポイントになる。	制度の効果は維持しているものの、市の目標達成に向けて、有料化制度の継続実施も含めて、ごみ減量・リサイクル施策の充実に努める。							
日々取り組んでいる	40.4																															
自分たちに負担がかからない 範囲で取り組んでいる	54.3																															
意識はしているが、 あまり取り組んでいない	4.5																															
取り組んでいない	0.8																															
無回答	0.1																															
変わらず意識している	80.2																															
意識が薄れてきている	7.9																															
実施前も今も、特に意識していない	7.5																															
実施後に大分市に転入したので、 比較できない、わからない	2.9																															
無回答	2.7																															
2	対象となるごみ ※条例第 19 条の 2 (家庭廃棄物の搬出方法)	<table><tr><td></td><td>(％)<table><tr><td>これまでどおり、「資源物」は、分別を 促進するため対象外とした方がよい</td><td>90.2</td></tr><tr><td>「資源物」も対象とした方がよい</td><td>6.1</td></tr><tr><td>その他</td><td>1.5</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2.2</td></tr></table>「その他」の内容については資料 5-1 の P38 参照</td></tr><tr><td>・対象のごみ 燃やせるごみ、燃やせないごみ</td><td></td></tr><tr><td>・対象外のごみ 資源物、危険物、</td><td></td></tr><tr><td>剪定枝・落ち葉・草花</td><td></td></tr><tr><td>ボランティアごみ</td><td></td></tr></table>		(％) <table><tr><td>これまでどおり、「資源物」は、分別を 促進するため対象外とした方がよい</td><td>90.2</td></tr><tr><td>「資源物」も対象とした方がよい</td><td>6.1</td></tr><tr><td>その他</td><td>1.5</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2.2</td></tr></table> 「その他」の内容については資料 5-1 の P38 参照	これまでどおり、「資源物」は、分別を 促進するため対象外とした方がよい	90.2	「資源物」も対象とした方がよい	6.1	その他	1.5	無回答	2.2	・対象のごみ 燃やせるごみ、燃やせないごみ		・対象外のごみ 資源物、危険物、		剪定枝・落ち葉・草花		ボランティアごみ		<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>現行どおり</td><td></td></tr><tr><td>現行どおり</td><td></td></tr><tr><td>現行どおり</td><td></td></tr><tr><td>現行どおり</td><td></td></tr></table>			現行どおり		現行どおり		現行どおり		現行どおり		対象とするごみは、現行どおり、燃やせるごみと燃やせないごみとし、資源物は対象外とする。 また、剪定枝、落ち葉、草花やボランティアごみについても、現行どおり、対象外とする。
	(％) <table><tr><td>これまでどおり、「資源物」は、分別を 促進するため対象外とした方がよい</td><td>90.2</td></tr><tr><td>「資源物」も対象とした方がよい</td><td>6.1</td></tr><tr><td>その他</td><td>1.5</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2.2</td></tr></table> 「その他」の内容については資料 5-1 の P38 参照	これまでどおり、「資源物」は、分別を 促進するため対象外とした方がよい	90.2	「資源物」も対象とした方がよい	6.1	その他	1.5	無回答	2.2																							
これまでどおり、「資源物」は、分別を 促進するため対象外とした方がよい	90.2																															
「資源物」も対象とした方がよい	6.1																															
その他	1.5																															
無回答	2.2																															
・対象のごみ 燃やせるごみ、燃やせないごみ																																
・対象外のごみ 資源物、危険物、																																
剪定枝・落ち葉・草花																																
ボランティアごみ																																
現行どおり																																
現行どおり																																
現行どおり																																
現行どおり																																

	項 目	内 容	市民意識	主な意見等(審議会)	検証・検討結果(現時点の考え方)																			
3	指定ごみ袋の種類と手数料額		・種類(大きさ) (%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>88.4</td></tr><tr><td>変えた方がよい</td><td>6.3</td></tr><tr><td>わからない</td><td>3.8</td></tr><tr><td>無回答</td><td>1.6</td></tr></table> 「変えた方がよい」の内容は資料 5-1 の P41 参照 ・金額 (%) <table><tr><td>ちょうどよいと思う</td><td>54.7</td></tr><tr><td>高いと思う</td><td>29.1</td></tr><tr><td>安いと思う</td><td>3.4</td></tr><tr><td>わからない</td><td>11.2</td></tr><tr><td>無回答</td><td>1.6</td></tr></table> 経年変化については資料 5-1 の P39 参照	今のままでよい	88.4	変えた方がよい	6.3	わからない	3.8	無回答	1.6	ちょうどよいと思う	54.7	高いと思う	29.1	安いと思う	3.4	わからない	11.2	無回答	1.6			指定ごみ袋の種類について、市民意識調査では、「今のままでよい」との意見が 8 割以上であり、他都市と比較しても、充実していることから、現行どおりでよいと考える。 「バイオマスプラスチック導入」については、CO2 削減効果はあるものの、製造費が高くなるため、価格の推移を注視して、今後も引き続き、調査、検討する。 「ごみ袋のレジ袋利用」については、専用袋を作製するのは費用的に難しい。現在の袋を1枚単位で販売することについては、今後も引き続き、調査、検討する。
	今のままでよい	88.4																						
	変えた方がよい	6.3																						
	わからない	3.8																						
	無回答	1.6																						
	ちょうどよいと思う	54.7																						
高いと思う	29.1																							
安いと思う	3.4																							
わからない	11.2																							
無回答	1.6																							
※条例第 25 条、別表第 2 (一般廃棄物処理手数料)					手数料額については、市民生活への影響に配慮し、当面は現行の価格設定を基本としつつも、今後の利用実績や物価、原材料動向等を踏まえ、手数料額の適正化を含めた臨機応変かつ柔軟な対応について、引き続き状況に応じた検討を進めていくことが望ましい。																			
	・指定ごみ袋方式 ・兼用袋であること			現行どおり																				
	・種類			現行どおり																				
	・袋の形、大きさ、厚み、材質ほか			○カラス除け効果のある顔料の導入について検討しているか。 →現状考えていないが、製造費用に影響するので、費用対効果を見ながら考えていく必要がある。 ○バイオマスプラスチックについて、導入している自治体の状況等も参考に将来的に検討してもいいのでは。																				
	・レジ袋利用			○アンケート結果の一般公募の数値について、同じ人が複数回アンケートに回答することは可能か。 →一般公募については、複数回答する事が可能。 ○お店の協力が必要 ○袋を作り変え、デザイン変更は費用がかかるが、そのままのものを使えたら良い。 ○市の意見は。 →一般的なレジ袋で出してもいいのだという誤解が広まり、分別や指定有料ゴミ袋等との区別がつきにくくなるという心配があるので、専用デザイン、専用袋というのは難しいかと思う。今ある袋をそのまま置く手法もあるが、1枚1枚バーコードが必要になることなどそういった調整等を検討した上で考える必要がある。 ○マイバッグをより進めるべき。 ○ごみの減量に繋がるのか不透明な部分がある																				
	・排出量単純比例型 ・金額(0.7円／リットル)			現行どおり																				

	項目	内容	市民意識調査	主な意見等(審議会)	検証・検討結果(現時点の考え方)								
4	負担軽減措置				市民意識調査では、対象者について、「今のままでよい」が多いため、対象年齢、対象者、支給枚数などの大枠は現行どおりでよいと考える。 細かな事務手続き等の見直し、対象者の調整は、経費や対象者の利便性を考慮しながら、市内部で関係課と検討していく。								
		・対象者	・対象者 (%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>81.2</td></tr><tr><td>この他に加えてほしい対象がある</td><td>3.4</td></tr><tr><td>その他</td><td>8.7</td></tr><tr><td>無回答</td><td>6.6</td></tr></table> この他に加えてほしい対象がある」の内容は資料 5-1 の P53、「その他」の内容は資料 5-1 の P66～67 参照	今のままでよい		81.2	この他に加えてほしい対象がある	3.4	その他	8.7	無回答	6.6	○アンケートについて、実際の対象者でないとわからないのでは。
		今のままでよい	81.2										
		この他に加えてほしい対象がある	3.4										
その他	8.7												
無回答	6.6												
・措置方法(申請、配達ほか)	・交付方法 (%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>81.9</td></tr><tr><td>変えた方がよい</td><td>4.0</td></tr><tr><td>わからない</td><td>6.2</td></tr><tr><td>無回答</td><td>7.9</td></tr></table> 「変えたほうがよい」の内容は資料 5-1 の P64～65 「その他」の内容は資料 5-1 の P54～56 参照	今のままでよい	81.9	変えた方がよい	4.0	わからない	6.2	無回答	7.9	現行どおり			
今のままでよい	81.9												
変えた方がよい	4.0												
わからない	6.2												
無回答	7.9												
・交付する袋の大きさと枚数		現行どおり											

	項 目	内 容	市民意識	主な意見等(審議会)	検証・検討結果(現時点の考え方)															
5	手数料収入とその用途	(1) 家庭ごみ有料化に伴う事務費		現行どおり	手数料収入の用途については概ね現行どおりでよいと考える。手数料の額と同様に、今後の物価、原材料動向等を踏まえ、引き続き状況に応じた検討を進めていくことが望ましい。															
		(2) 廃棄物処理施設整備基金	(%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>76.2</td></tr><tr><td>もっと多くの金額を基金に積み立てた方がよい</td><td>6.2</td></tr><tr><td>基金よりもごみ減量・リサイクルに関する経費にたくさん充てた方がよい</td><td>9.0</td></tr><tr><td>その他</td><td>4.5</td></tr><tr><td>無回答</td><td>4.1</td></tr></table> 「その他」の内容は資料 5-1 の P70～71 参照	今のままでよい		76.2	もっと多くの金額を基金に積み立てた方がよい	6.2	基金よりもごみ減量・リサイクルに関する経費にたくさん充てた方がよい	9.0	その他	4.5	無回答	4.1	現行どおり					
		今のままでよい	76.2																	
		もっと多くの金額を基金に積み立てた方がよい	6.2																	
		基金よりもごみ減量・リサイクルに関する経費にたくさん充てた方がよい	9.0																	
		その他	4.5																	
無回答	4.1																			
(3) ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費		現行どおり																		
①ごみステーション設置等補助事業	(%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>56.1</td></tr><tr><td>設置に対する補助率(3 分の 2)を変更した方がよい</td><td>1.6</td></tr><tr><td>設置に対する補助限度額(120,000 円)を変更した方がよい</td><td>2.7</td></tr><tr><td>改修等に対する補助率(3 分の 2)を変更した方がよい</td><td>1.3</td></tr><tr><td>改修等に対する補助限度額(50,000 円)を変更した方がよい</td><td>2.6</td></tr><tr><td>被せネットやシートの購入に対する補助限度額(3,500 円)を変更した方がよい</td><td>3.3</td></tr><tr><td>わからない</td><td>34.7</td></tr><tr><td>その他</td><td>3.1</td></tr><tr><td>無回答</td><td>2.6</td></tr></table> 各選択肢の内容は資料 5-1 の P74～77 参照	今のままでよい	56.1	設置に対する補助率(3 分の 2)を変更した方がよい	1.6	設置に対する補助限度額(120,000 円)を変更した方がよい	2.7	改修等に対する補助率(3 分の 2)を変更した方がよい	1.3	改修等に対する補助限度額(50,000 円)を変更した方がよい	2.6	被せネットやシートの購入に対する補助限度額(3,500 円)を変更した方がよい	3.3	わからない	34.7	その他	3.1	無回答	2.6	現行どおり
今のままでよい	56.1																			
設置に対する補助率(3 分の 2)を変更した方がよい	1.6																			
設置に対する補助限度額(120,000 円)を変更した方がよい	2.7																			
改修等に対する補助率(3 分の 2)を変更した方がよい	1.3																			
改修等に対する補助限度額(50,000 円)を変更した方がよい	2.6																			
被せネットやシートの購入に対する補助限度額(3,500 円)を変更した方がよい	3.3																			
わからない	34.7																			
その他	3.1																			
無回答	2.6																			
②クリーン推進員活動関連事業	(%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>49.8</td></tr><tr><td>制度を見直した方がよい</td><td>9.2</td></tr><tr><td>報償金額を変更した方がよい</td><td>6.8</td></tr><tr><td>運営費補助金の額を変更した方がよい</td><td>3.1</td></tr><tr><td>わからない</td><td>31.5</td></tr><tr><td>無回答</td><td>3.9</td></tr></table> 各選択肢の内容は資料 5-1 の P80～81 参照	今のままでよい	49.8	制度を見直した方がよい	9.2	報償金額を変更した方がよい	6.8	運営費補助金の額を変更した方がよい	3.1	わからない	31.5	無回答	3.9	○現役世代がクリーン推進員になれないという問題があったり、高齢者についても別の理由でなれないということもあって難しい ○1 月あたり 1,000 円というのも安すぎるのではないか →アンケート等からも安いという話を聞いている。						
今のままでよい	49.8																			
制度を見直した方がよい	9.2																			
報償金額を変更した方がよい	6.8																			
運営費補助金の額を変更した方がよい	3.1																			
わからない	31.5																			
無回答	3.9																			
③ごみ減量・リサイクル啓発事業		現行どおり																		

	項 目	内 容	市民意識	主な意見等(審議会)	検証・検討結果(現時点の考え方)												
		④生ごみ処理容器等による減量化促進事業	(%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>73.7</td></tr><tr><td>廃止した方がよい</td><td>8.6</td></tr><tr><td>補助額を変更した方がよい</td><td>2.1</td></tr><tr><td>上限額を変更した方がよい</td><td>3.3</td></tr><tr><td>その他</td><td>9.1</td></tr><tr><td>無回答</td><td>5.0</td></tr></table> 各選択肢の内容は資料 5-1 の P84～86 参照	今のままでよい	73.7	廃止した方がよい	8.6	補助額を変更した方がよい	2.1	上限額を変更した方がよい	3.3	その他	9.1	無回答	5.0	○年度の予算を増額して実施するようなことは考えていないか。 →ここ数年非常に早く上限に達しているので、こちらとしても広く多くの方に行き渡るようにとは考えており、枠の増額または率を変えて、もう少し多くの方にというのは検討している。	
		今のままでよい	73.7														
廃止した方がよい	8.6																
補助額を変更した方がよい	2.1																
上限額を変更した方がよい	3.3																
その他	9.1																
無回答	5.0																
⑤有価物集団回収運動促進事業	(%) <table><tr><td>今のままでよい</td><td>80.1</td></tr><tr><td>活動に係る報償金を変更した方がよい</td><td>5.2</td></tr><tr><td>回収に係る報償金を変更した方がよい</td><td>4.6</td></tr><tr><td>対象品目を増やした方がよい</td><td>1.8</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.7</td></tr><tr><td>無回答</td><td>5.7</td></tr></table> 各選択肢の内容は資料 5-1 の P89～91 参照	今のままでよい	80.1	活動に係る報償金を変更した方がよい	5.2	回収に係る報償金を変更した方がよい	4.6	対象品目を増やした方がよい	1.8	その他	5.7	無回答	5.7	実績が平成 26 年度に比べて大体半分程度になっているが、その原因は？ →子ども会の解散などが原因と考えられる。			
今のままでよい	80.1																
活動に係る報償金を変更した方がよい	5.2																
回収に係る報償金を変更した方がよい	4.6																
対象品目を増やした方がよい	1.8																
その他	5.7																
無回答	5.7																
6	不法投棄・不適正排出・ 野外焼却の各対策	(1) 不法投棄対策	(%) <table><tr><td>市によるパトロール</td><td>30.9</td></tr><tr><td>ボランティア団体によるパトロール</td><td>8.0</td></tr><tr><td>監視カメラの設置</td><td>48.0</td></tr><tr><td>市報や回覧による啓発</td><td>10.5</td></tr><tr><td>その他</td><td>2.6</td></tr><tr><td>無回答</td><td>3.7</td></tr></table> 「その	市によるパトロール	30.9	ボランティア団体によるパトロール	8.0	監視カメラの設置	48.0	市報や回覧による啓発	10.5	その他	2.6	無回答	3.7	現行どおり	現行どおり、未然防止や適正排出に向けて取り組むことが妥当であるとする。
市によるパトロール	30.9																
ボランティア団体によるパトロール	8.0																
監視カメラの設置	48.0																
市報や回覧による啓発	10.5																
その他	2.6																
無回答	3.7																
		(2) 不適正排出対策	(%) <table><tr><td>市による早朝パトロール強化</td><td>11.9</td></tr><tr><td>不適正排出者の特定・直接指導</td><td>34.9</td></tr><tr><td>ごみステーションへの啓発看板の掲示</td><td>32.7</td></tr><tr><td>市報や回覧による啓発</td><td>14.9</td></tr><tr><td>その他</td><td>4.7</td></tr><tr><td>無回答</td><td>3.6</td></tr></table> 「その他」の内容は資料 3-2 の P83～84 参照	市による早朝パトロール強化	11.9	不適正排出者の特定・直接指導	34.9	ごみステーションへの啓発看板の掲示	32.7	市報や回覧による啓発	14.9	その他	4.7	無回答	3.6	現行どおり	現行どおり、未然防止や適正排出に向けて取り組むことが妥当であるとする。
市による早朝パトロール強化	11.9																
不適正排出者の特定・直接指導	34.9																
ごみステーションへの啓発看板の掲示	32.7																
市報や回覧による啓発	14.9																
その他	4.7																
無回答	3.6																
		(3) 野外焼却対策		現行どおり	現行どおり、未然防止や適正排出に向けて取り組むことが妥当であるとする。												

	項目	内容	市民意識調査	主な意見等(審議会)	検証・検討結果(現時点の考え方)
	その他			○中東情勢等が指定ごみ袋へ与える影響について、今後の見通しと対応を何か考えているか。 →状況によっては、他都市が実施したように指定収集袋以外の袋でも可能にするなどの対応が必要になるが、そうならないようにできるだけ費用を抑えるなど、検討をしていく。 ○中東情勢における指定収集袋の在庫状況は？ →年末分までは確保できている。また追加作製も行うので、年度内の確保は十分できる想定。 ○中東情勢の影響で透明・半透明の袋になる可能性は？ →今のところ可能性は低い。必要以上の購入は控えるよう市報やホームページ等で広報している。 ○今後、予期しないことが起きるかもしれないので、基本３年に１回検証を行っているが、これを状況に応じて、少し早めに審議会を開催するなどの対応も考える必要がある。	